



平成28年6月22日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

雇用環境改善・均等推進指導官 大貫 文子

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

平成27年度雇用均等行政関係法令の施行状況について

《ポイント》

- ▶ 雇用均等室への労働者からの相談が増加
  - － その過半は、セクハラ・マタハラ －
- ▶ 関係法令違反等が、95.1%
  - － 指導によりほとんどが年度内に是正 －

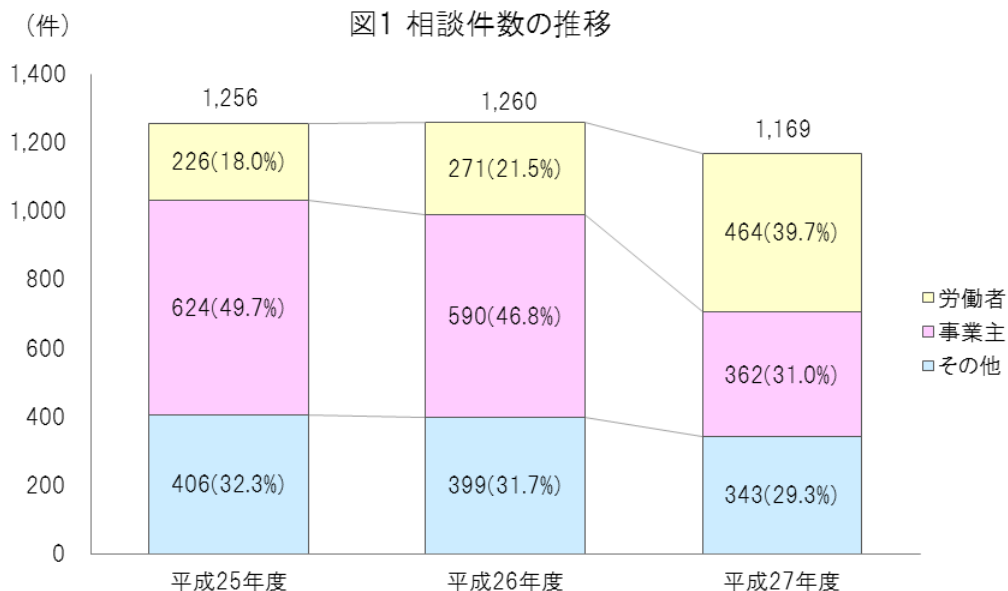
栃木労働局(局長 白兼 俊貴)は、平成27年度における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法(以下、これら3法を「雇用均等行政関係法令」という。)の施行状況を取りまとめました(別紙1)。

《施行状況のポイント》

1 雇用均等室(現雇用環境・均等室)への相談

労働者からの相談が増加 ー 過半は、セクハラ・マタハラ ー

雇用均等室に寄せられた相談は1,169件あり、労働者からの相談が464件(39.7%)、事業主からの相談が362件(31.0%)となっており、労働者からの相談は2年連続増加しています(図1)。



労働者からの相談内容をみると、セクシュアルハラスメント（セクハラ）に関する相談が179件（38.6%）、マタニティハラスメント（マタハラ）に関する相談が62件（13.4%）とこれらの相談が全体の52.0%と半分を占め（図2、別紙2）、前年より増加しています（図3、表）。

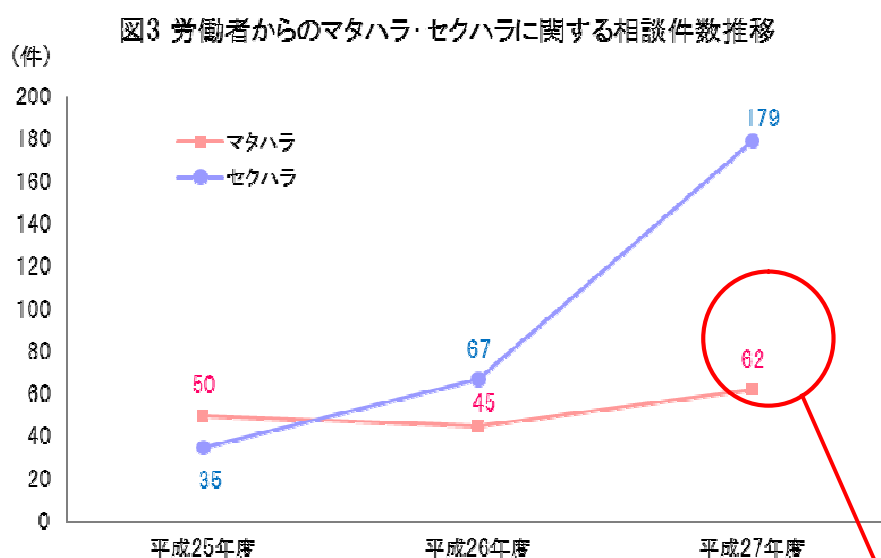
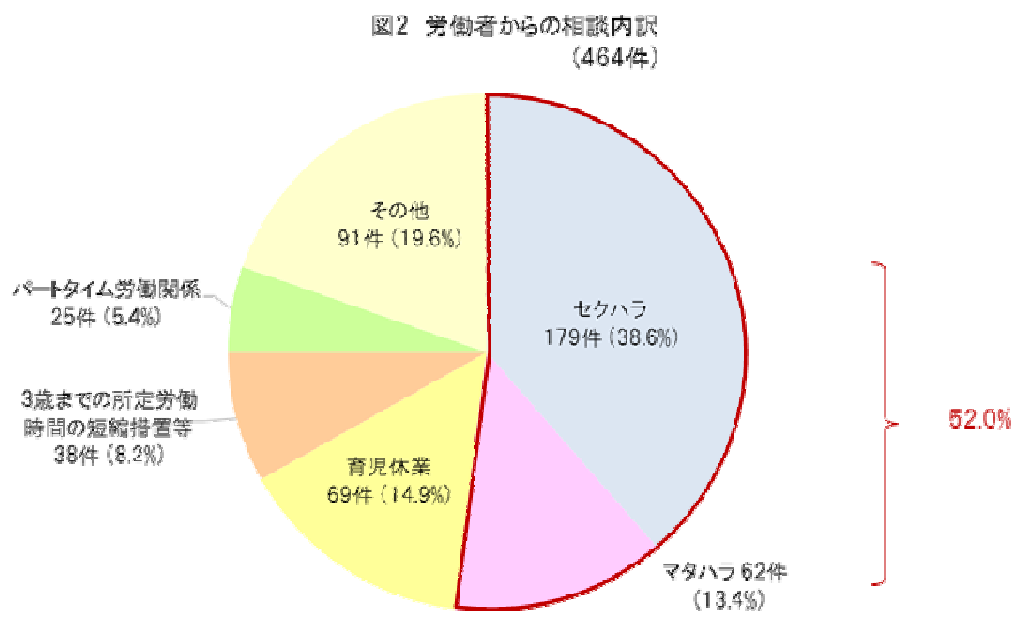


表 マタハラに関する労働者からの相談の内訳

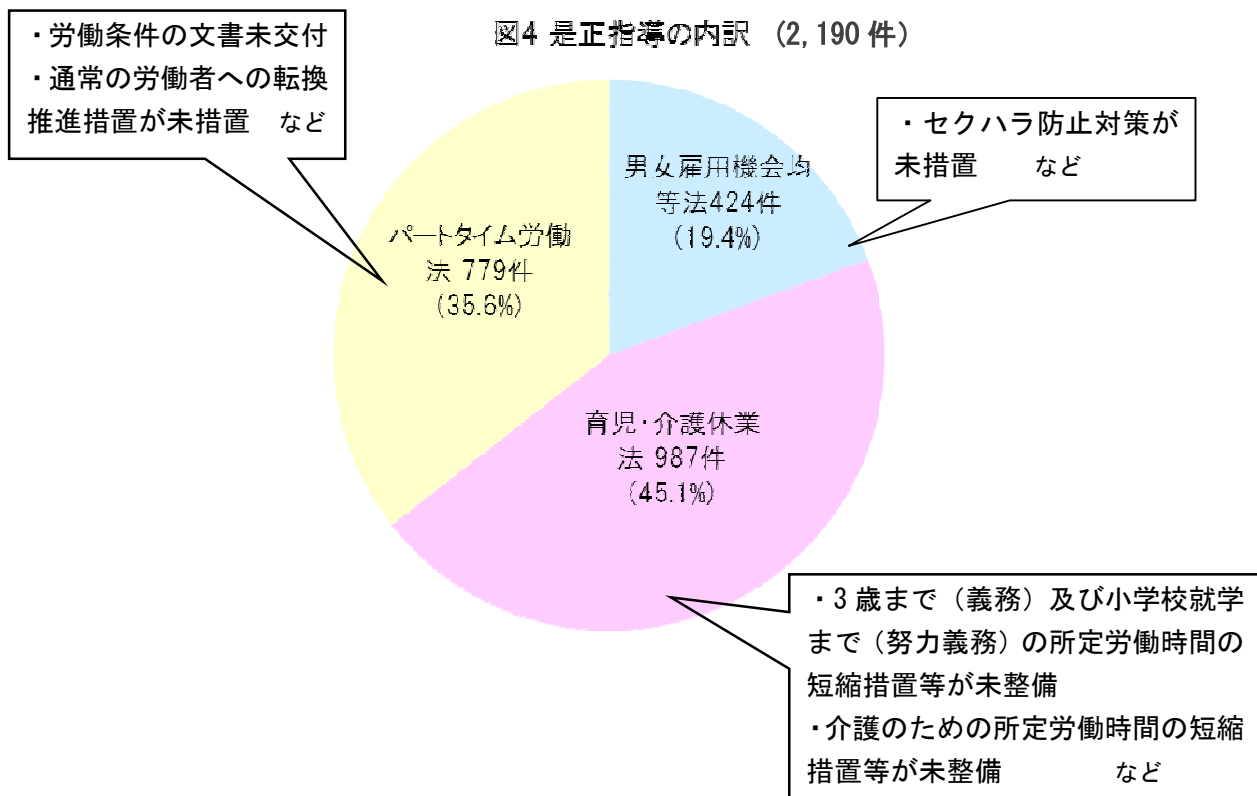
	25年度	26年度	27年度
婚姻、妊娠、出産などを理由とする不利益取扱い (男女雇用機会均等法第9条関係)	37	28	39
育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い (育児・介護休業法第10条ほか)	13	17	23
合計	50	45	62

## 2 関係法令遵守状況

関係法令違反等が、95.1% — 指導によりほとんどが年度内に是正 —

雇用均等行政関係法令に基づく報告徴収※による実態把握を行った企業等は698社で、うち664社において法令違反等（いずれかの違反等があった企業の割合95.1%、前年比2.0%増）があり、2,190件の是正指導を行いました。是正指導の内訳は、育児・介護休業法関係が987件（45.1%）、パートタイム労働法関係が779件（35.6%）、男女雇用機会均等法関係が424件（19.4%）となっています。指導により、98.2%が年度内に是正を確認しました。

※雇用均等行政関係法令違反となる事実の有無を確認するに当たって、厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）は事業主に対して報告を求めることができること。



栃木労働局では組織の見直しを行い、平成28年4月から「雇用環境・均等室」を新たに設置いたしました。これまで、パワーハラスメント（パワハラ）に関する相談は、総務部企画室、セクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていましたが、職場において生じたハラスメント（マタハラ、セクハラ、パワハラなど）については、雇用環境・均等室において、一体的に未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行っています（参考：[職場でつらい思いしていませんか？](#)）。